

# 訪問介護重要事項説明書

(訪問介護ステーション SKC-He l p)

訪問介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団 翠風会
主たる事務所の所在地	〒503-1512 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原3107番地の1
代表者（職名・氏名）	理事長 徳永 周二
設 立 年 月 日	平成 9年 4月 1日
電 話 番 号	0 5 8 4 - 4 3 - 2 9 9 9

## 2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護ステーションSKC-He l p		
事業所の所在地	〒503-1512 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字東野3441番4, 3441番95, 3441番97, 3441番135		
電 話 番 号	0 5 8 4 - 4 7 - 5 8 6 0		
F A X 番 号	0 5 8 4 - 4 7 - 5 8 5 5		
指定年月日・事業所番号	平成31年 4月 1日指定	2 1 7 2 4 0 0 4 4 8	
通常の事業の実施地域	岐阜県不破郡関ヶ原町		
併 設 事 業 所	居宅介護支援事業所 SKC-P l a n		
第三者評価の実施の有無	無	実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	無

## 3. 運営の方針

- ・ 訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ・ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ①排泄・食事介助
  - ②清拭・入浴・身体整容
  - ③体位変換
  - ④移動・移乗介助、外出介助
  - ⑤その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
  - ①調理
  - ②衣類の洗濯、補修
  - ③住居の掃除、整理整頓
  - ④生活必需品の買い物
  - ⑤その他必要な家事

#### 5. 営業日時

営業日	国民の祝日を除く、月曜日から土曜日に営業する。ただし、12月29日から1月3日、8月15日及び法人が定める休日を除く。
営業時間	午前8時15分から午後5時00分までとする。 ※ただし、サービス提供は、ケアプランの定める時間帯であれば、いつでも対応するものとする。

#### 6. 事業所の従業員の体制

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	人	1人		
サービス提供責任者	1人	人	人	人
訪問介護員	人	5人	人	10人

#### 7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

##### (1) 利用料金表別紙参照

##### (2) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域は、関ヶ原町・垂井町・大垣市上石津町・米原市（柏原、長久寺、池下、朝日、藤川、西山、北方、志賀谷、村木、大野木、堂谷、大鹿、山室、市場、本市場、天満、大清水、本郷、春照、加勢野、管江）。 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10円/kmをいただきます。
-----	--

### (3) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日までに ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日までに ご連絡がなかった場合	1,000円

### (4) 支払い方法

毎月、10日までに前月分の利用料の請求をいたしますので、末日までにお支払ください。

お支払方法は、指定口座からの引き落とし、銀行振り込み、現金払いの中からご契約の際に選択できます。

## 8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・サービス提供に当たって、訪問介護員等は次のことを受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。
  - ① 医療行為及び医療補助行為
  - ② 利用者の家族に対するサービス提供
  - ③ 利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受

## 9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

## 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称氏名 所在地	関ヶ原クリニック 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原3107 番地の1
---------	------------------	---

	電話番号	0584-43-2999
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	( ) - -

### 1.1. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 1.2. 衛生管理等

- (1) 介護員等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
  - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

### 1.3. 事業継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 1.4. 虐待・身体拘束の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止をするために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者の選定します。

虐待防止・身体拘束の適正化虐待防止責任者 (担当者) 長松 真吾

- (2) 虐待防止・身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催しその結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (5) 事業者はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援します。
- (6) サービス提供中に、当事業所従業者又は擁護者（現に養護している家族・親続・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

## 15. ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

1. 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
  - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
  - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
2. ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
3. 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。  
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
4. ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 16. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

### (1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号	0584-47-5860
	受付時間	月曜日から土曜日 営業時間内
	担当者名	小寺 真由美 長松 真吾

### (2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	関ヶ原町介護保険担当課	電話 0584-43-1111
	岐阜県国民健康保険団体連合会	電話 058-275-9826

## 17. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

### (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

### (2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、3ヶ月前までに文書で通知します。

### (3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者が死亡した場合

### (4) その他

① 次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了する

ことができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ・事業者が、守秘義務に反した場合
  - ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ・事業者が、倒産した場合
- ②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。
- ③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。
- ・利用者の利用料等の支払いが2ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
  - ・利用者又はその家族が事業者や従業員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

管 理 者	所 在 地	岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字東野3441番4,
	事業所名	訪問介護ステーション SKC-He l p
	職・氏名	管理者 小寺 真由美 ㊞

説 明 者	所 在 地	岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字東野3441番4,
	事業所名	訪問介護ステーション SKC-He l p
	職・氏名	サービス提供責任者 中村 芳江 ㊞

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名 (自署又は押印)

代 理 人 住 所

氏 名 (自署又は押印)

2025年4月1日